株式会社エスパシオコンサルタント

駐車場法技術的基準チェックシート

案件名		店舗面積	
所在地		用途地域	

判例：○現状問題なし　▲確認が必要　×計画の見直しが必要
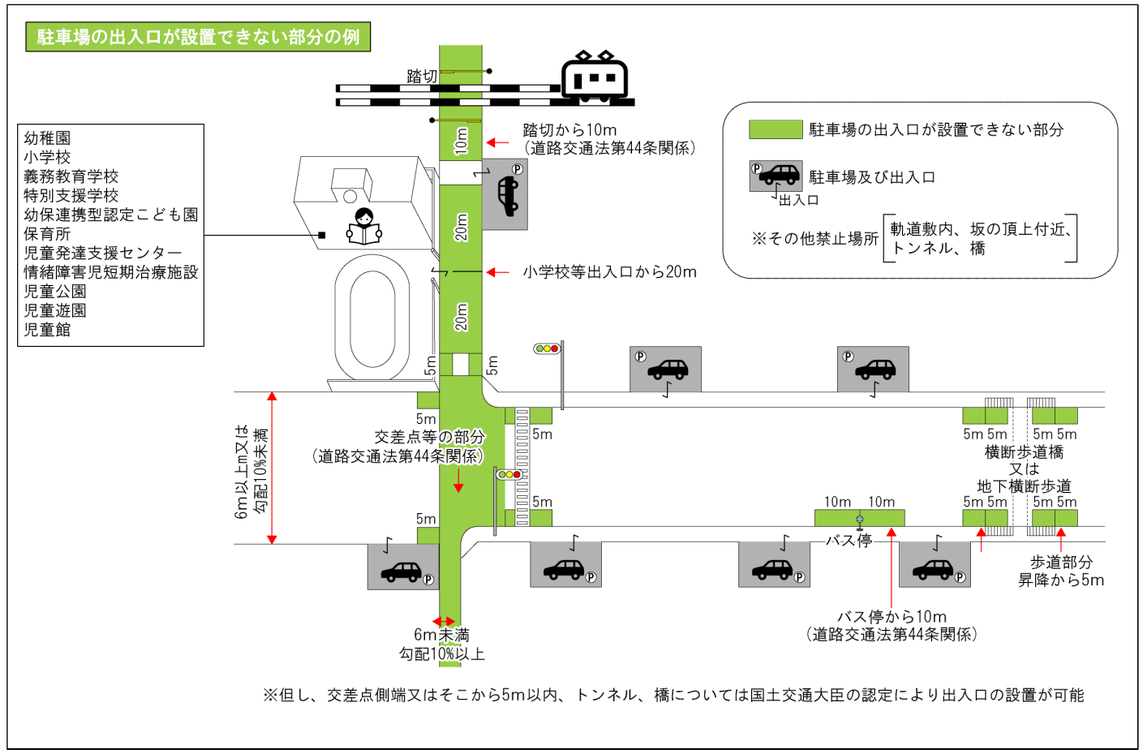
	内容		評価
出入口について	交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	に設けてはならない	
	トンネル　（国土交通大臣が認めるものを除く）		
	交差点の側端又は道路の曲り角から 5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)		
	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ 5m以内の部分		
	安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内の部分		
	路面電車等の停留所及びバス停から前後に 10m以内の部分		
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内の部分		
	その他公安委員会が指定した場所		
	横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から 5m以内の道路の部分		
	小学校、特別支援学校(盲、ろう、養護)、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館、その他これに類するものの出入口から 20m以内の部分 （当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m以内の部分を含む）		
	橋　（国土交通大臣が認めるものを除く）		
	幅員 6m未満の道路　・　縦断勾配が 10%（安全条例 12.5%）を超える道路		
	前面道路が 2 以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること （歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く）		
	駐車場面積が 6,000 ㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を 10m以上とすること （中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く）		
	出口、入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを 1.5m以上とすること		
	出口付近の構造は、2m(二輪 1.3m)後退し車路の中心線 1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右それぞれに 60 度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること (実際に停止線に停車する車両を想定し、ﾄﾞﾗｲﾊﾞｰの目線での確認できること)		
車路について	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m(二輪 1.75m)以上		
	幅員**5.5m**　（二輪 3.5m）以上、一方通行は**3.5m**　（二輪 2.25m）以上		
	建築物の場合：はり下の高さは、2.3m以上		
	建築物の場合：屈曲部（ターンテーブルは除く）は、内のり半径 5m（二輪 3m）以上		
	建築物の場合：傾斜部の縦断勾配は 17%を超えないこと		
	建築物の場合：傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げること		
	建築物の場合：駐車の用に供する部分（車室）のはり下の高さは、2.1m以上		
	建築物の場合：自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない